

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて各活動の範囲を部署ごとに判断することもあります。

医療・福祉関係者及び新型コロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。

この危機管理行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じて、随時見直しを行う場合があります。

レベル		めやす	各活動			
			研究活動	授業（講義・演習・実験・実習、実技）	学生の課外活動含む自主活動、学外者	事務体制 会議等（研修、説明会を含む）
0	通常	感染者数が相当程度低下し、国や北海道から特段の感染防止対策が求められていない（終息宣言）場合	○制限なし	○制限なし	○制限なし	○制限なし
1	制限（低）	感染者数が低い状況であっても、北海道内で感染者が発生し、引き続き感染拡大防止及び安全配慮が必要な場合（「新北海道スタイル」の継続中）	○感染症拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・院生・教員（研究助手を含む）（以下、研究室関係者という。）は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○オンラインでの遠隔授業を積極的に利用する。 ○面接授業の実施にあたっては、感染拡大防止対策を行った上で、1クラス当たり教室の50%の定員を目安とし、最大人数を150人とする。	○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、参加学生を事前に申請することを通して許可する。 ○学外者の入構は事前の連絡をもらって許可する。	○各部署は、感染拡大防止に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。オンライン会議やメール等による書面審議の導入も並行する。
2	制限（中）	札幌市及び石狩振興局管内にて感染者が継続的に発生、もしくは北海道から週末等の不要不急の外出自粛・休業等の要請があった場合（札幌市及び石狩振興局管内での感染状況をみて1への以降を検討する）	○現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可するが、それ以外は自宅で研究活動を行う。	○オンラインでの遠隔授業を中心に実施する。 ○オンラインでの授業を受ける環境にない学生の学内施設設備利用は感染拡大防止に最大限配慮して、認める。 ○一部の免許・資格に関わる実験・実習・演習・実技科目、学外実習に関わる科目（実習指導、演習等、対面での指導が必須となる場合に限り）、その他本学の設備を使用しなければ成立しない授業等については、感染拡大防止の対策を行った上で、1クラス当たりの教室の40%の定員を目安とし、最大人数を50人として、面接授業等の実施を認める。	○学生の登校は事前の許可制とし、許可された学生以外の学内での活動は禁止する。 ○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、学内施設を使用しなければ活動できない場合について、申請された活動内容について許可することがある。登校した学生を把握する。 ○学外者へは入構自粛を要請する。	○公共交通機関を利用している職員にに対し時差出勤を命じ、各部署は、勤務者の割合に応じて、優先度の高い業務を行う。 ○一部の職員に対しては在宅勤務を命じることがある。
3	制限（高）	国からの緊急事態宣言が発令された場合、北海道において緊急事態宣言が発令された場合（アラート）、もしくは北海道の一部地域に制限が設けられている場合等、①平日の自宅待機その他の行動や活動に関する自粛要請があった場合、または②本学関係者において罹患が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合（札幌市及び石狩振興局管内の感染状況をみて2への移行を検討する）	○現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可するが、それ以外は自宅で研究活動を行う。	○授業はオンラインでの遠隔授業のみで実施する。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分にを行った上で必要最小限の使用を認める。 ○許可を受けた学生のみが入構し、登校した学生を把握する。	○学生の登校は禁止とし、学生の活動については全面禁止とする。 ○学外者の入構については、施設設備の維持等の必要最低限の者に限る。	○各部署は、在宅勤務者の割合に応じて、優先度の高い業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。
4	制限（最高）	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規程に基づき緊急事態宣言を行い、北海道を緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除き当該者の居宅またはこれに相当する場所から外出しないこと、その他の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な協力を要請された場合など（上記宣言等の解除が示された場合は3への移行を検討する）	○研究室関係者のうち教員（事情によっては大学院生も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1）中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長時間にわたって継続している実験を遂行中の教員 2）進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3）生物の世話、液体室素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員	○授業はオンラインでの遠隔授業のみで実施する。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分にを行った上で必要最小限の使用を認める。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○学外者の入構については、施設設備の維持等の必要最低限の者に限る。	○各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。 ○多くの職員に対して時短勤務、在宅勤務を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。
5	活動の全面禁止	大学を閉鎖せざるを得ない場合（例：学内でのクラスター発生、またはその懸念）（学内での緊急を要する措置等の完了した場合は4への移行を検討する）	○大学機能を最低限維持するため、当該研究科長、学部長あるいは学科長の許可の下、研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する教員（研究室関係者）のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制。	○全ての授業を休講とする。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○学外者の入構禁止。	○大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。 ○会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、オンライン会議又はメール等による書面審議により実施する。